

豊中市特別緑地保全地区における制限行為の許可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)の施行について、都市緑地法施行令(昭和49年政令第3号)及び都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第14条第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号による行為許可申請書により市長に申請しなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の許可に関する申請をしようとする場合において、次の(1)から(5)までに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める様式による施工計画書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 様式第2号
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更 様式第3号
 - (3) 木竹の伐採 様式第4号
 - (4) 水面の埋め立て又は干拓 様式第4号
 - (5) 土石、廃棄物又は再資源の堆積 様式第5号
- 3 前項の施工計画書の提出をしようとする場合において、別表に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図面等を市長に提出しなければならない。

(行為の通知)

第3条 法第14条第4項の規定による通知をしようとする者は、様式第6号による行為通知書を市長に提出しなければならない。

(行為の着手の届出)

第4条 法第14条第5項の規定による届出をしようとする者は、様式第7号による行為着手届出書を市長に提出しなければならない。

(非常災害応急措置の届出)

第5条 法第14条第6項の規定による届出をしようとする者は、様式第8号による非常災害応急措置届出書を市長に提出しなければならない。

(許可等の通知)

第6条 市長は、法第14条第1項の許可をしたときは、様式第9号による行為許可証によりその旨を申請者に通知し、許可しなかったときは、様式第10号による行為不許可証によりその旨を申請者に通知するものとする。

(許可標識の掲示)

第7条 法第14条第1項の許可を受けて当該行為を行う者は、行為の期間中行為地の見やすい場所に様式第11号による許可標識を掲げなければならない。

(行為の完了の届出)

第8条 法第14条第1項の許可を受けた者は、当該行為を完了したときは、完了した日から起算して30日以内に様式第12号による行為完了・中止・廃止届出書により市長に届け出なければならない。許可を受けた行為を中止し、又は廃止したときも、同様とする。

(原状回復命令等)

第9条 法第15条において準用する法第9条第1項の規定による原状回復及び代替措置(以下「原状回復等」という。)を命ずる場合は、様式第13号によりその命令を行うものとする。

(損失の補償)

第10条 法第16条において準用する法第10条の規定による損失の補償を受けようとする者は、当該土地の位置図及び登記簿謄本を添付して、様式第14号による損失補償請求書により市長に請求しなければならない。

(土地の買入れ)

第11条 法第17条第1項の規定による土地の買入れの申出をしようとする者は、当該土地の平面図及び登記簿謄本を添付して、様式第15号による土地買入申出書を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第12条 法第15条において準用する法第9条第2項の規定による原状回復等を行おうとする職員は、様式第16号による身分証明書を携帯しなければならない。

2 法第19条において準用する法第11条第2項の規定による立入検査を行おうとする職員は、様式第17号による身分証明書を携帯しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成28年 2月29日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年 1月 1日から施行する。

別表(第2条関係)

行為	図面		
	種類	縮尺等	部数
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	付近見取図	2,500 分の 1 以上	2 部
	現況平面図	200 分の 1 以上	
	配置図	200 分の 1 以上	
	計画平面図	200 分の 1 以上	
	立面図	200 分の 1 以上	
	断面図	200 分の 1 以上	
	構造図	100 分の 1 以上	
宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他土地の形質の変更	付近見取図	2,500 分の 1 以上	
	地形図	1,000 分の 1 以上	
	計画平面図	1,000 分の 1 以上	
	断面図	1,000 分の 1 以上	
	現況写真	着手の前後	
木竹の伐採及び水面の埋立て又は干拓	付近見取図	2,500 分の 1 以上	
	地形図	1,000 分の 1 以上	
	計画平面図	1,000 分の 1 以上	
	断面図	1,000 分の 1 以上	
	現況写真	着手の前後	
土石、廃棄物又は再生資源の堆積	付近見取図	2,500 分の 1 以上	
	地形図	1,000 分の 1 以上	
	計画平面図	1,000 分の 1 以上	
	現況写真	着手の前後	